

長崎駅周辺エリアデザイン調整会議の公開について

1. 要 綱

(1) 「附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）」より抜粋

（附属機関等の会議の公開）

第 6 条 附属機関等の会議は、運営の透明性及び公正な県政運営に資するため、原則として公開するものとする。ただし、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号）第 7 条各号に定める不開示に該当する情報について審議する場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な審議運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 前項の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。

なお、会議を非公開とすることについて、その理由の開示を求められた場合には、それを明らかにするものとする。

3 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴、会議結果の公表の方法により行うものとする。

(2) 「長崎県県政情報の提供等の推進に関する要綱（平成 11 年 2 月 22 日制定）」より抜粋

（審議会等の会議の公開等）

第 9 条 実施機関は、審議会等の附属機関及び私的諮問機関等の会議の公開及び委員の公募などに努めるものとする。

(3) 「長崎県情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日長崎県条例第 1 号）」より抜粋

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（ 2 ）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（ 4 ）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

2. 確認事項

- (1) 会議の公開・非公開について
- (2) 会議を公開するとした場合の公開方法について
- (3) 「議事概要の公表」の場合の「氏名」の公表・非公表

3. 事務局案

- (1) 議事 から については、公開とする。
その他については、下記の理由により非公開とする。

議論される内容が、長崎県情報公開条例第7条(2)アにおける「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」また同条(4)における「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断するものである。

- (2) 議事 から についての公開方法は「傍聴」及び「議事概要の公表」とする。
- (3) 「氏名」は公表とする。